

# 福井県の企業支援制度 (令和6年度9月補正版)

# 中小企業支援（経営支援）

# ◆取引適正化対策強化事業

## ①価格転嫁対策に取り組む業界団体への支援

業界単位で価格転嫁に向けた取組み（業界内の気運醸成、価格交渉資料の作成等）を行う団体を支援します。

- ・奨励金の支給 50万円／団体（福井県中小企業団体中央会に申請書を提出）

## ②企業活動分析による収益力強化事業補助金

バリューチェーン分析等を活用し、生産性向上や業務効率化に向けた設備投資や商品開発など、付加価値を高める取組みを支援します。

区 分	通常枠	前向き枠	大規模賃金引上枠
補助上限額	100万円	200万円	300万円
補助率※	2／3（3／4）	2／3（3／4）	3／4（4／5）
要件	付加価値額：年率3%以上増 給与支給総額：増	付加価値額：年率5%以上増 給与支給総額：1.5%以上増	付加価値額：年率5%以上増 平均給与支給額：4.5%以上増

※価格転嫁に関する県の広報等に同意する場合、補助率を嵩上げ

〔募集時期〕 令和6年10月11日（金）～11月11日（月）

【担当：経営改革課経営支援グループ TEL：0776-20-0367】

# ◆電気・ガス価格高騰緊急対策事業

## ①電気・ガス価格高騰緊急対策給付金（令和6年8月～令和6年10月期分）

電気・ガス料金の高騰に伴い、大きな影響を受ける事業者に対する支援を拡充します。

〔対象者〕 県内に本社を有し、下記の条件を全て満たす中小企業者

①高圧電力・特別高圧電力の契約をしている、または工業用のガスの契約をしていること

②前決算期における費用に占める電気・ガス料金の割合が3%以上

③令和6年8月から令和6年10月までの何れか1月の電気・ガス料金が、令和4年4月から令和5年3月の何れか1月に比べ増加

（1kWh（または1kg）あたりの電気・ガス料金の増減にて判断）

〔給付額〕	増加額が10万円以上	30万円
	増加額が5万円以上10万円未満	15万円
	増加額が5万円未満	7.5万円

〔受付期間〕 令和6年11月上旬～令和7年1月31日（金）

【担当：経営改革課経営支援グループ TEL：0776-20-0367】

# ◆電気・ガス価格高騰緊急対策事業

## ②電気・ガス価格高騰緊急対策給付金（令和6年8月～令和6年10月期分）

（特別高圧電力のみ）

国の電気・ガス価格激変緩和対策事業による支援が行き届いていない、特別高圧受電者に対する支援を拡充します。

〔対象者〕 特別高圧電力を契約している企業（国および公的機関を除く）

〔給付額〕 （1） 令和6年8月～令和6年10月までの  $\times 2.0$ 円/kWh  $\times$  2か月分  
何れか1月のうち最大電力使用量

（2） 同 上  $\times 1.3$ 円/kWh  $\times$  1か月分

※（1）と（2）の合計額を給付

※1事業者あたりの上限額400万円/月（最大1,200万円）

※①の最大30万円の給付金に加えて給付

〔受付期間〕 令和6年11月上旬～令和7年1月31日（金）

【担 当：経営改革課経営支援グループ TEL：0776-20-0367】

## ◆電気・ガス価格高騰緊急対策事業

### ③L P ガス給付金（令和6年8月～令和6年10月期分）

国の電気・ガス価格激変緩和対策事業による支援が行き届いていない、L P ガスを使用する事業者および一般家庭を支援します。

〔対象者〕 県内で業務用・家庭用のL P ガスを使用する事業者および一般家庭

※県L P ガス協会を通じてL P ガス販売事業者へ値引き原資を給付

〔値引き額〕 業務用L P ガス(1か月の料金が10万円以上の場合)：1契約あたり15,000円

業務用L P ガス(1か月の料金が10万円未満の場合)：1契約あたり 1,500円

家庭用L P ガス：1契約あたり 1,500円

〔実施期間〕 11月検針分から値引き実施

※値引の処理はL P ガス販売事業者が実施します。

L P ガス使用者（事業者、一般家庭）からの手続や申請は不要です。

【担当：経営改革課経営支援グループ TEL：0776-20-0367】

# 労働環境整備支援

# ◆ふくい業務改善・賃上げ応援事業

賃上げを行いやすい環境整備のため、国の業務改善助成金に県独自の上乗せを行うとともに、一定以上の賃上げを行う事業者に対し奨励金を支給（10月より下線部を拡充）

## (A) 補助金

〔事業内容〕 国の「業務改善助成金」に県独自の上乗せ

〔対象〕 令和6年度の業務改善助成金の交付決定を受けた事業者

〔対象経費〕 国の「業務改善助成金」の支給決定額

〔補助率等〕 1 / 5

## (B) 奨励金

〔事業内容〕 事業場内最低賃金を一定水準以上に引き上げる企業に奨励金を支給

〔対象〕 業務改善助成金の申請者で最低賃金を「全国平均以上」または  
「1,000円以上かつ60円幅以上」に引き上げる事業者

→ ※加算要件：「90円幅以上」引き上げ

〔支給額等〕 対象労働者1人あたり 10万円（1事業者 最大100万円）

※加算要件を満たす場合

対象労働者1人あたり 15万円（1事業者 最大150万円）

【担当：労働政策課働き方改革グループ TEL：0776-20-0389】





## ◆「社員ファースト企業」推進事業

働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を支援する「社員ファースト企業」制度により、働き方改革を推進します。

### ①「社員ファースト企業」宣言、補助金

〔事業内容〕 ・働き方改革に向けた宣言を行う企業を募集し、県ホームページへ掲載

・宣言内容の実現に向けた取組に必要な経費を補助

〔対 象〕 県内に事業所を有する中小企業

〔対象経費〕 アドバイザーや社内研修の講師への謝礼と旅費、教材費等  
テレワーク制度導入にかかる経費

〔補助率等〕 1 / 2 (上限 1 5 万円)

〔補助金受付期間〕 令和 7 年 2 月 2 8 日まで

